

## 第6期周南市障害福祉計画・第2期周南市障害児福祉計画(案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
1	第1章 策定にあたって 1 計画策定の趣旨 (6ページ)	障害者支援において、油断なく感染症対策を行うために1ページの「1 計画策定の趣旨」に「障害者支援における新型コロナウイルス感染症対策を徹底するため、市は、県の指導を受けながら、病院、障害者施設、関係機関等と連携し、感染症対策を進めます。」と記載されるよう提案します。	感染症の予防のための施策の実施に関する計画は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第10条に基づき、都道府県が策定します。 障害福祉計画は、障害福祉サービス等の提供体制の確保や、必要な量の見込みについて定めるものであるため、原案のとおりとします。
2	第1章 策定にあたって 2 計画について (1)計画の位置づけと性格 (6～7ページ)	各施策実施経過が記載されておりますが年次経過が分かり難く、年表形式表記の追加を御願ひ致します。	本計画に関連する各計画との位置付けを示すものであり、原案のとおりとします。
3	第1章 策定にあたって 2 計画について (3)達成状況の点検と評価 (7ページ)	地域自立支援協議会に於ける点検・評価ですが、前期はどうでしたか。これに基づき今回の各計画案が作成されたと思っております。	計画の進捗状況については、毎年度開催している周南市地域自立支援協議会に報告し、点検・評価をしていただいております。会議録は市ホームページで公開しております。 本計画は、前期計画の実績及び今後の見込を踏まえた上で策定しております。
4	第1章 策定にあたって 2 計画について (4)周南市地域自立支援協議会の機能と役割 《周南市地域自立支援協議会の組織図》 (8ページ)	周南市地域自立支援協議会要綱には「運営会議」の規定がありません。私は、前回の周南市障害福祉計画(第5期)の8ページの図が現状よりシンプルで望ましいと考えており、第5期の組織図に戻すよう提案します。	運営会議は協議会全体の方向性・日程等の協議、地域課題の各専門部会での協議状況の確認や、各専門部会間の連携を図るため、各専門部会の部会長等で構成しています。 周南市自立支援協議会の組織図については、運営会議や各専門部会等の役割を図示しており、協議会で確認いただいておりますので、原案のとおりといたします。
5	第2章 周南市の障害者・障害児の現状 (9～21ページ)	各案件の増加(減少)傾向、案件の数量比が確認できる棒グラフ図示は有り難いです。案件と後記説明によっては、 ・数量・比率年次推移が確認しやすい折れ線グラフ ・比率確認しやすい円グラフ の表記追加御検討頂けましたなら幸いです。	各年度の人数を分かりやすく示すため、棒グラフを用いています。 貴重なご意見として、今後の計画等の策定の際、必要に応じて検討いたします。

第6期周南市障害福祉計画・第2期周南市障害児福祉計画(案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
6	第2章 周南市の障害者・障害児の現状 4 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者・自立支援医療(精神通院)受給者)数の状況 (1)障害等級別精神保健福祉手帳所持者数の推移(15ページ) (3)自立支援医療(精神通院)受給者数の推移(17ページ)	福祉手帳所持者930人。入院受給者2073人は手帳は無いが給付している事ですか。この差は？	自立支援医療(精神通院)は、通院による精神医療を続ける必要がある方の通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度で、手帳の所持は条件ではないため、このような差が生じております。
7	第3章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方 1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方 (1)障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援(22ページ)	「障害特性に応じた意思疎通支援の促進」とありますが、「障害特性に応じた意思疎通支援」には、どのようなものがあるでしょうか。	聴覚障害のある人に対しては、手話通訳者、要約筆記者等の派遣・設置等による支援を行います。また、視覚障害のある人に対しては、点字広報・声の広報等の発行を行っております。
8	第3章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方 1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方 (2)身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの充実等(22ページ)	前回の第5期を踏襲された記載とされていますが、国の指針の「障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう周南市を実施主体の基本とする。障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者(発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。)並びに難病患者等(厚生労働大臣が定める特殊の疾病に掲げる疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。)であって十八歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、山口県の適切な支援等を通じて引き続き障害福祉サービスの均てん化を図る。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。」にされるように提案します。	ご意見、国の基本的な指針を踏まえ、記載を「周南市を実施主体の基本とし、山口県と連携しながら、周南圏域(周南市、下松市、光市)を単位として、障害種別(身体障害者、知的障害者及び精神障害者(発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。))並びに難病患者等)によらず個々の障害者に必要な支援が提供されるよう取り組みます。」と改めます。

第6期周南市障害福祉計画・第2期周南市障害児福祉計画(案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
9	第3章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方 1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方 (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 (22ページ)	「インフォーマルサービス*の提供等」は、国の指針の「NPO等によるインフォーマルサービス(法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。)の提供等」にされた方がわかりやすいと提案します。	インフォーマルサービスについての語句の説明は巻末にまとめて記載しておりますので、「NPO等によるインフォーマルサービスの提供等」と改めます。
10	第3章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方 1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方 (4) 地域共生社会の実現に向けた取組 (22ページ)	「地域住民が『支え手』と『受け手』に分かれるのではなく」は、国の指針では「地域のあらゆる住民」が、となっています。「地域住民や障害者が『支え手』と『受け手』に分かれるのではなく」にされた方がわかり易いと提案いたします。	ご意見のとおり、書き出しを「地域住民や障害者が」と改めます。

第6期周南市障害福祉計画・第2期周南市障害児福祉計画(案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
11	<p>第3章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方</p> <p>1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方</p> <p>(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援 (22ページ)</p>	<p>説明は、国の指針を省略し過ぎているので、国の指針の「障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市を、障害児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、山口県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図る。また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進する。加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児(以下「医療的ケア児」という。)が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築する。」を引用するよう提案いたします。</p>	<p>ご意見、国の基本的な指針を踏まえ、記載を「障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援等の充実を図るとともに、障害児のライフステージに沿って、地域の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制の構築に努めます。」に改めます。</p> <p>また、障害児支援の内容については、「第3章 4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方」に記載しております。</p>
12	<p>第3章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方 (22～26ページ)</p>	<p>専門家作成の「基本的考え方」＝総論に大きな間違いは無いと認識致します。</p> <p>具体的施策作成と都度見直しを宜しく御願い致します。</p>	<p>計画の達成状況の点検と評価は、周南市地域自立支援協議会において毎年度実施してまいります。</p>
13	<p>第3章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方</p> <p>1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方</p> <p>(6) 障害福祉人材の確保 (23ページ)</p>	<p>専門性人材確保は絶対条件ですが、職員に対する偏見、誤解を無くす教育プログラムを作成して欲しい(庁内で)。市民への広報活動も是非お願いします。</p>	<p>庁内において、障害や障害のある方が困っていること、必要な配慮を理解し実践していく「あいサポート運動」に取り組んでいます。</p> <p>また、毎年12月の障害者週間に合わせ、12月1日号市広報紙に障害者福祉に関する記事の掲載や、市民の皆様に向けた、障害者福祉に関する「しゅうなん出前トーク」も開催しています。</p>

第6期周南市障害福祉計画・第2期周南市障害児福祉計画(案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
14	<p>第3章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方 1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方 (7) 障害者の社会参加を支える取組 (23ページ)</p>	<p>「障害者が文化芸術を鑑賞したり」は国の指針の「障害者が文化芸術を享受鑑賞したり」にされるよう提案します。</p>	<p>ご意見のとおり、「障害者が文化芸術を享受鑑賞したり」に改めます。</p>
15	<p>第3章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方 2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方 (2) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の機能の充実 (23ページ)</p>	<p>「障害者等が地域で安心して生活を送るためには、障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた地域の支援体制の構築を図ることが必要です。地域における居住を支援するグループホームや自立生活援助の充実を図るとともに、地域生活支援拠点等*の機能の充実を図ります。」となっているが、36ページのグループホームの見込量で令和2年実績75人、令和5年見込95人となっているが、95人では少ないように私は感じている。95人で、当事者にグループホームを選択する自由があるだろうか。私は、各グループホームで1部屋空いていて、当事者に選択する余地がある位が望ましいと考えているが、見解をお教えてください。また、95人の根拠をお教えてください。</p>	<p>本市では市外のグループホームを利用されている方も多く、市内にグループホームが不足していることは認識しております。引き続きグループホームの整備を事業者働きかけるとともに、必要な支援を実施してまいります。令和5年度末時点での見込量90人は、施設の定員増や新規開設を見込んだ人数としております。</p>
16	<p>第3章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方 2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方 (2) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の機能の充実 (23ページ)</p>	<p>「地域生活支援拠点等の機能」の「緊急時の受入・対応」はいつ頃から活動を開始するのか。</p>	<p>周南市では地域生活支援拠点を面的整備により構築することとしております。緊急時の受入・対応は現在も実施しておりますが、令和2年度末に地域生活支援拠点を整備した後、令和3年度以降、機能の充実に取り組んでまいります。</p>

第6期周南市障害福祉計画・第2期周南市障害児福祉計画(案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
17	<p>第3章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方 2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方 (3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進 (23～24ページ)</p>	<p>「就労移行支援の利用を通じて、地域の企業、関係機関との協力・連携を図りながら、障害者の一般就労への移行を推進します。」とあるが、市のどの部局が対応するのでしょうか。障害者の就労は、山口労働局が企業の指導などの権限を持っているので、同局に周南市内の企業の障害者の雇用状況や障害者雇用の未達成企業の状況、障害者雇用の未達成企業への指導などの情報をいただきながら、周南市の障害者就労の状況を把握するので、良いのではないのでしょうか。</p>	<p>令和3年度障害福祉サービス等の報酬改定において、就労系サービスについては、一般就労への移行実績や就労継続支援と就労移行支援との連携、工賃向上等の促進に向けた取り組みや地域との協働について評価することが予定されております。 市においても、民間企業に対する普及・啓発や、各種助成制度に関する情報提供などを関係機関と連携して進めてまいります。</p>
18	<p>第3章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方 2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方 (3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進 (23～24ページ)</p>	<p>24ページに「一般就労を開始した後の職場への定着支援について、企業への理解と協力を求めるとともに、関係機関等と連携して支援の充実を図ります。」とありますが、このあたりも、山口労働局やハローワークが権限を持っていると認識しています。山口労働局やハローワークのご活躍を見守るのでは、いけないのでしょうか。</p>	<p>令和3年度障害福祉サービス等の報酬改定において、就労系サービスについては、一般就労への移行実績や就労継続支援と就労移行支援との連携、工賃向上等の促進に向けた取り組みや地域との協働について評価することが予定されております。 市においても、民間企業に対する普及・啓発や、各種助成制度に関する情報提供などを関係機関と連携して進めてまいります。</p>

## 第6期周南市障害福祉計画・第2期周南市障害児福祉計画(案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
19	第3章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方 2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方 (4)強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実 (24ページ)	①「強度行動障害」や「高次脳機能障害」の「語句の説明」が必要である。 ②周南市において、「強度行動障害」や「高次脳機能障害」の当事者や家族は、どのような状況にあり、どのような支援を必要としているのでしょうか。 ③「強度行動障害支援」と「高次脳機能障害支援」では、事業者に要求されるレベルが違ってしまうように感じられ「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実」と、ひとまとめで論じるのは、いかがか、と思われる。 ④国の指針は「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る必要がある。」となっている。ところが、本計画では「強度行動障害や高次脳機能障害のある障害者については、専門的な支援が必要であることから、山口県や関係事業所等と連携し、専門的な知識を有する人材の育成や、施設の整備・改修等を支援していきます。」となっている。「専門的な知識を有する人材の育成や、施設の整備・改修等を支援」は、市独自で「強度行動障害支援の研修費や旅費の支援」や「施設の整備・改修等を支援」を実施されるのでしょうか。	①ご意見のとおり、「強度行動障害」や「高次脳機能障害」の「語句の説明」を追加します。 ②自宅で主に家族の支援を受けながら生活している方や、施設に入所している方など様々です。より良い生活を送るため、家族の負担を軽減するための支援や、複数の機関が連携した支援などが必要と認識しております。 ③強度行動障害と高次脳機能障害に対する支援を同レベルとしているのではなく、どちらも専門的な支援が必要であり、人材の育成が求められていることを述べています。 ④強度行動障害や高次脳機能障害に関する専門的な人材の育成についての研修は県において実施されているため、市は受講に向けての情報提供等を行ってまいります。また、強度行動障害のある障害者にも対応しやすいよう、施設を個室化改修する事業についても助成対象となることから、改築等が予定されている事業所においては積極的な活用を促していきたいと考えております。
20	第3章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方 2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方 (5)依存症対策の推進 (24ページ)	記載は国の指針を引用し「アルコール、薬物及びギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。)をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であり、市は県や保健所の指導を受けながら様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行えるように保健所の施策に協力する。」とされてはいかがですか。	国の基本的な指針に即し、関係機関等が連携して支援していく旨を記載しているため、原案のとおりとします。

## 第6期周南市障害福祉計画・第2期周南市障害児福祉計画(案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
21	第3章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方 2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方 (5) 依存症対策の推進 (24ページ)	依存症に対する情報の提供とあるが、その前に情報収集をどうするか、これが有ってはじめて情報提供ではないですか。情報を採るための英知が必要。ゲームにはまっている人がいます、この人にはどのような対応が取られますか。	本人や家族等からの相談に対して相談機関に繋げ、医療機関に関する情報提供を行います。また、必要に応じて自助グループや家族会に関する情報を提供するなどにより支援していきます。
22	第3章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方 2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方 (24ページ)	24ページの「(5) 依存症対策の推進」の次に「(6) 感染症対策」を追加する。山口県障害福祉サービス実施計画(素案)には、次のように記載されています。 「新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、地域と施設、関係機関、市町及び県が連携を図り、感染症への対策を推進します。 ア 平時における感染症に対する研修の充実 イ 感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備 ウ 感染症発生時の応援体制の構築」 となっています。 私はこれに「エ 感染症対策により障害者の行動が制約されることにより起こるQOLの低下に対する対応策の充実」を追加するよう提案します。	感染症の予防のための施策の実施に関する計画は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第10条において、都道府県が策定するものと定められており、原案のとおりとします。
23	第3章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方 4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方 (2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 (25ページ)	「障害児及びその家族等に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援体制の充実を図ります。」となっていますが、「障害児及びその家族等に対して、乳幼児期から介護保険の支援に引き継がれる65歳まで一貫した効果的な支援体制の充実を図ります。」とすべきでは、ないですか。	本項目は障害児支援の提供体制の確保に関する項目であるため、原案のとおりとします。



第6期周南市障害福祉計画・第2期周南市障害児福祉計画(案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
24	第4章 令和5年度の成果目標と達成のための取組 1 福祉施設入所者の地域生活への移行 (27ページ)	施設入所の待機登録者がたくさんいらっしゃる現状なので、施設入所者数を削減するのではなく、待機登録者がいない状況にするのが、先です。「福祉施設入所者の地域生活への移行による施設入所者数の削減施策」を止め「待機登録者がいない状況」を目指すよう、県を通じて国に進言すべきと提案します。	障害者支援施設の待機登録は親亡き後の将来的な入所を見据えて登録されている方や、同時に複数の施設に登録されている方も多くいらっしゃる認識しております。障害者施設の入所を希望する方の円滑かつ適切な入所利用等を確保するため、引き続き県と連携して取り組んでまいります。
25	第4章 令和5年度の成果目標と達成のための取組 1 福祉施設入所者の地域生活への移行 (27ページ)	「地域移行後の定着のための支援についても、定着を支援する事業所だけでなく、市、入所施設、医療機関、地域の自治会などとの連携を図り、地域生活を支える体制づくりに取り組めます。」は、「地域移行後の定着支援について、国、県、市、事業所(勤務先)、入所していた施設、就労移行支援事業所、医療機関等は、定着に努力している事業所に対し、連携して強力にバックアップを行い、市は必要に応じて地元自治会や近隣の住民などに理解と協力を働きかける等、地域生活を支える体制づくりに全力で取り組みます。」とされてはいかがでしょうか。	本計画では、国の基本的な指針に即し、基本的な考え方を示しており、個別具体的な取組については、関係機関と協議してまいりますので、原案のとおりとします。
26	第4章 令和5年度の成果目標と達成のための取組 1 福祉施設入所者の地域生活への移行 (27ページ)	「……グループホームなどの整備を関係事業所に働きかけるとともに、賃貸住宅などへの入居がスムーズに行われるよう…」は内容に具体性がありません。 提案「……グループホームの整備については目標値を達成するために関係事業所に積極的に働きかけるとともに、また市営住宅への入居がスムーズにおこなわれるよう体制整備をし、さらに賃貸住宅などへの入居についても、障害への理解について普及・整髪を推進します。」 公営住宅のグループホーム利用については国交省が推進していることもあり、周南市においてもまず受け皿を用意するところから始めてもらいたいと思います。事業所にどうでしょうかと言ったところでまず実行はされないと思います。	市営住宅は公営住宅法により、住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸するために建設された住宅であり、一定の等級以上の障害手帳を所有している方や60歳以上の高齢者等は入居にあたっての世帯要件や収入要件が緩和される等の優遇が図られています。 市営住宅をグループホームとして利用することについては、空室状況や申込状況等をみて、関係課と協議してまいります。また、障害者の賃貸住宅等への入居についての理解が進むよう、今後とも障害者の困りごとや障害特性に対する理解、合理的配慮の提供について普及啓発を進めてまいりますので、原案のとおりとします。
27	第4章 令和5年度の成果目標と達成のための取組 1 福祉施設入所者の地域生活への移行 4 福祉施設の利用者の一般就労への移行 (27～28ページ)	「成果目標」の表ありますが、「直近実績値」と「目標値」の記載のみとなっております。「目標値」が適切/妥当かどうか等の判断には「実績推移」が必要、と考えます。 当該表に、当該案件の「5年前(あるいは確認可能年)実績」を追加表記願います。 本来ならば上記内容追記の上で意見再募集実施すべきと考えます。	国が示した基本的な指針に即し、基準時点からの削減数等を成果目標として記載しております。 成果目標及び実績値は、周南市地域自立支援協議会で進捗状況を報告し、市ホームページで公開しておりますので、原案のとおりとします。

第6期周南市障害福祉計画・第2期周南市障害児福祉計画(案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
28	第4章 令和5年度の成果目標と達成のための取組 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(28ページ)	障害者支援において、国は、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を求めています。一方、介護保険は、令和7年(2025)までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することが求められています。今後、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」で支援を受けている障害者の方が65歳になれば、障害者支援から介護保険の「地域包括ケアシステム」に移行します。 このようなことから、障害支援と介護保険で協議され、共通の支援フォーマットのようなものを作られれば、障害から介護への移行が円滑に行えるのでは、と考えますが、いかかでしょうか。	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、保健、医療、福祉関係を含めた関係機関で協議を行うとともに、関係各課とも協議を進めてまいります。
29	第4章 令和5年度の成果目標と達成のための取組 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(28ページ)	退院後の生活は体力的、社会的に衰えている、安心して暮らせるためにまず、地域に慣れる「居場所」が必要です。設置を希望します。	地域生活を始められた方について、自立支援医療制度を活用した訪問看護やデイケアによる医療的なケアの他に、精神障害者地域生活支援センターを設置し、日常生活支援や相談支援、地域交流等の活動を行い、自立した生活や社会参加の促進を目的とした活動を行っております。
30	第4章 令和5年度の成果目標と達成のための取組 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実(28ページ)	最後に「地域の体制づくりと機能の充実を図るために必要な施策を検討していきます。」となっていますが、国の指針は、「地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。)について、令和五年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。」となっており、国は、①として「令和五年度末までの間、市に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保」②として「地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討」を言っています。最後は「令和5年末までに一つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討します。」とする様 提案いたします。	地域生活支援拠点等は、令和2年度末に整備し、令和3年度以後は機能の拡充に向け、地域自立支援協議会専門部会等を活用し、地域の体制づくりと機能の充実を図るために必要な施策を検討してまいりますので、原案のとおりとします。
31	第4章 令和5年度の成果目標と達成のための取組 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組(30ページ)	「山口県が実施する研修に市職員、関係機関の職員等の積極的な参加を促す」のは、良い企画です。是非実施して下さい。	研修に積極的に参加することにより、障害福祉サービスの向上を図ってまいります。

第6期周南市障害福祉計画・第2期周南市障害児福祉計画(案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
32	<p>第5章 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策 1 指定障害福祉サービス等の見込量と今後の方策 &lt;指定障害福祉サービス&gt; (31ページ)</p>	<p>介護の問題で、訪問介護サービスには重度障害者のため、「排泄、入浴、食事の介護、外出時における移動支援などの総合的な支援および見守り」という内容で重度訪問介護サービスがあります。重度障害者には見守りが一番重要なことなのです。見守りとは、日常生活に生じるさまざまな事態に対応するための業務です。例えば障害者が買い物に行き、欲しい物を見て迷っていたら、ヘルパーに相談して買うか買わないか、自分で選択できるように導くことも見守りの中にあります。言語障害の障害者が電話をするとき言葉が伝わらないことがあります。ヘルパーがいれば通訳をしてもらうことができます。急に鼻水が出る時があります。ヘルパーが見てくれていれば鼻水をヘルパーが拭くことができます。</p> <p>総合的な支援とは、どんな支援なのだろう？介護保険は制約がありますが、障害者福祉サービスの重度訪問介護は制約がないのです。障害者総合支援法では地域社会における日常生活、社会生活を営める様に、障害者の支援をするという法律です。介護保険とは、まったく違います。ヘルパー事業所では介護保険と障害福祉サービスを混合して、障害者に制限をかけています。例えばヘルパーにペットの世話が出来るかと聞いたらそれはヘルパーの業務ではないと言われるそうです。介護保険のヘルパーなら納得できますが、障害福祉サービスのヘルパーなので納得出来ません。ペットは心の癒しになるのです。障害者は心の安定が必要です。</p> <p>障害者総合支援法に日常生活・社会生活を営める様にするって書いているので、障害がない人が自然に出来ている生活を障害者も出来る様に支援するのが障害福祉サービスのヘルパーの仕事です。</p>	<p>障害福祉サービスの重度訪問介護は、居宅における入浴や排せつ及び食事等の介護、調理や洗濯及び掃除等の家事、その他生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護、入院時の支援などで、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を行うものです。</p> <p>なお、重度訪問介護サービスは支給決定を受けられたご本人様の介護に関するサービスであって、ご意見にあるヘルパーによるペットの世話は、サービスには含まれておりませんので、ご理解ください。</p>
33	<p>第5章 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策 第6章 地域生活支援事業の見込量と事業への取組み (31～50ページ)</p>	<p>「前期計画時見込・実績」と「今期計画見込」が別の表で記載されておりますが、過去推移と今期計画見込推移の比較がし難くなっております。</p> <p>1つの表にまとめた記述、可能であれば各項目推移図示を御願ひ致します。</p> <p>本来ならば上記表記に変更の上で意見再募集実施すべきと考えます。</p>	<p>今期計画の見込量の表は、令和2年度(前期計画の最終年度)から記載し、文字の大きさに配慮した記載としておりますので、原案のとおりとします。貴重なご意見として、今後の計画等策定の参考とさせていただきます。</p>

第6期周南市障害福祉計画・第2期周南市障害児福祉計画(案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
34	第5章 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策 第6章 地域生活支援事業の見込量と事業への取組み (31～50ページ)	当案件、国・県との調整協力必要と感ずすし、その旨本文中にも記載あると思ひますが、「国・県に対して要望する/物申す」と言う視点が欠けていると感ずす。 必要な施策法令については、市行政として国・県・関係機関に直接あるいは所属組織(例(あくまで例):市長会)を通じて要望要請していく旨明示すべきと感ずす。	国・県への要望・要請については、その状況に応じて要望していきます。貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。原案のとおりとします。
35	第5章 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策 第6章 地域生活支援事業の見込量と事業への取組み (31～50ページ)	当案件、当市のみでなく周辺自治体/市との連携協力無しには成り立たない案件と思ひますが、その点の記述に乏しいと感ずす。 記述追加等御検討宜しく御願ひ致します。	周辺自治体との連携が必要な事項については、隣接する市町と協議し連携してまいりますので、原案のとおりとします。貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。
36	第5章 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策 1 指定障害福祉サービス等の見込量と今後の方策 (3) 居住系サービス ウ 今後の方策 (36ページ)	「支援が必要ではあるものの、ある程度自力で生活を営むことができる障害者の住まいとしてグループホームが必要ですが、市内や周南圏域内の定員でも不足する状態が継続していることから、グループホームの整備を、事業者に働きかけけるとともに必要な支援を実施していきます。」とあり、大変ありがたいです。事業者が、グループホームの設置の二の足を踏む原因を市で調査され、その原因を市でできることから一つずつつぶしていただきたいと願ひしています。	グループホームの整備については、事業者の実情等の把握にも努めながら進めてまいります。

第6期周南市障害福祉計画・第2期周南市障害児福祉計画(案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
37	第5章 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策 1 指定障害福祉サービス等の見込量と今後の方策 (3) 居住系サービス ウ 今後の方策 (36ページ)	県の障害福祉サービス実施計画素案の「(4)圏域ごとの取組事項必要な障害福祉サービス等の基盤整備を着実にを行うため、県と市町は一体的に以下の取組を行います。」で「ウ 周南圏域」は「○ 民間事業者等に対して、「同行援護」、「短期入所」、「自立生活援助」、「共同生活援助」及び「計画相談支援」の整備を働きかけます。○ 障害児支援について、民間事業者等に対して、「児童発達支援(医療型)」、「放課後等デイサービス」、「居宅訪問型児童発達支援」及び「障害児相談支援」の整備を働きかけます。○ 成果目標である地域生活支援拠点等、主に重症心身障害児を支援する「児童発達支援」の整備を促進します。」となっており、「強度行動障害のある障害者が入所可能な施設が市内だけでなく県内でも不足していることから、対応ができる専門的知識を有する人材の育成や施設の改修等が進むよう、山口県や県内の他の自治体とも課題を共有し、連携して取り組みます。」という旨の表現は見当たりません。強度行動障害者の入所施設について、周南圏域の下松市・光市と協議され、周南圏域としての統一見解をだされ、県や県内他市と協議・課題共有し、強度行動障害の施設不足を解消してください。	県の計画におけるご指摘の箇所は、圏域ごとに今後重点的に整備を推進する障害福祉サービス等の事業種別について触れているものと思われます。強度行動障害のある方等に対する支援体制を含め、山口県や県内他市と課題を共有し、連携して取り組んでまいります。
38	第5章 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策 2 障害児通所支援等の見込量と今後の方策 (1) 障害児通所支援等 ウ 今後の方策 (40ページ) (2) 障害児相談支援 ウ 今後の方策 (41ページ)	「乳幼児期から学校卒業まで」は「乳幼児期から介護保険の支援に引き継がれる65歳まで」に変更してください。	本項目は障害児通所支援等の今後の方策に関する項目であるため、原案のとおりとします。
39	第5章 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策 3 その他の取組の見込量と今後の方策 (1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ア 第6期の見込量 (41ページ)	開催回数が1とか2ですが、精神障害者への対応は年々、人それぞれ変化しています。当事者の問題も複雑です。回数の増加を希望します。又、当事者、ボランティアを含めた会を提案します。	協議の場は、周南市地域自立支援協議会の専門部会を活用する予定としており、これまでの開催状況から回数を見込んでおります。今後の協議の課程において、回数やメンバーについては検討してまいります。

## 第6期周南市障害福祉計画・第2期周南市障害児福祉計画(案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
40	第6章 地域生活支援事業の見込量と事業への取組 1 理解促進・啓発事業 (44ページ)	内容が有・無ですが、量と質で表示出来ないか。評価はできますか。予算計画案から見当が付くと思います。	国が示した「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」に即し、見込量は事業の実施の有無を記載しておりますので、原案のとおりとします。
41	第6章 地域生活支援事業の見込量と事業への取組 2 自発的活動支援事業 (44ページ)	在宅の人達はどこに分類されますか。例えば病院、施設、自宅等あり、自宅生活者は何人なのか？基本的な数値が分からないと支援が出来ないはず。又、支援事業とは何ですか？現状では居場所が少なく、住み慣れた地域で安心して暮らす事が難しい。是非、実のある計画策定をお願いします。	こちらは、国が定めている地域生活支援事業のうち、自発的活動支援事業に該当する事業の実施有無を記載しております。障害者やその家族等によるピアサポート活動に対する支援事業等が該当します。
42	第6章 地域生活支援事業の見込量と事業への取組 6 意思疎通支援事業 (46ページ)	意思疎通支援事業は「手話、要約筆記」だけでなく「視覚に障がいがある人に対しては、音声、点字、手書き文字、拡大文字、文字情報を音声に変換する装置その他の適切なコミュニケーション手段」、「聴覚に障がいがある者に対しては、文字、手話言語、筆談、身振り、要約筆記その他の適切なコミュニケーション手段」、「視覚及び聴覚に障がいがある人に対しては、音声、点字、文字、手話言語、指文字、触手話、筆談、手書き文字、指点字その他の適切なコミュニケーション手段」、「言語機能又は音声機能に障がいがある人に対しては、発声内容を聞き取りにくい場合は繰り返し聞き、筆談その他の適切なコミュニケーション手段」、「知的障がいがある人に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現を用いた短い文章でゆっくりと伝えること、漢字にふりがなを付すこと、身振りその他の適切なコミュニケーション手段」、「精神障がいがある人に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現でゆっくりと伝えることその他の適切なコミュニケーション手段」、「発達障がいのある人に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、具体的な表現を用いた短い文章で順を追って伝えること、絵又は写真の提示その他の適切なコミュニケーション手段」を用いた意思疎通としてください。	本計画における地域生活支援事業については、国が示す「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」に沿って作成しており、本市の意思疎通支援事業の実施に関する考え方、事業量の見込みを定めるものです。このため、対象者ごとの具体的なコミュニケーション手段の記載はせず、原案のとおりとします。 なお、本市においては、手話通訳者、要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、市広報等の点訳、音訳などを実施しております。
43	第6章 地域生活支援事業の見込量と事業への取組 11 その他の地域生活支援事業 (50ページ)	社会参加支援に「視覚障害者」を追加して欲しい。聴覚平衡機能障害414人、音声言語機能障害68人で視覚336人。視覚障害者は眼からの情報が80%で生活に困っており要支援です。	社会参加支援における「点字・声の広報等発行事業」の対象者は視覚に障害のある方です。また、「身体障害者体育大会開催事業」の対象にも含まれています。

## 第6期周南市障害福祉計画・第2期周南市障害児福祉計画(案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
44	その他(計画全般)	2010年以降、障害者制度が整備されています。2012年に障害者基本法が改正されて、障害者の基本的人権が言われるようになりました。2016年に障害者差別解消法が施行しました。障害者の制度が整備されて来ているので、地域で自立生活をする障害者も増えていても良いと思います。	本市では、本計画の上位計画である周南市障害者計画において、「障害のある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生し、自分らしく暮らせるまちづくり」を基本目標としております。 障害者等が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図ることができるよう、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮してまいります。
45	その他(計画全般)	高齢者施設の職員は、新型コロナウイルスのワクチンが優先的に接種できるのに対し、障害者施設の職員は、ワクチンが優先的に接種されないと聞いた。障害者施設の職員は、障害児・者を支援し守っている存在であるので、障害者施設の職員もコロナウィルスのワクチンが優先的に接種できるよう、市は、県を通して国に要望していただきたい。	障害者支援施設等に入所等されている65歳以上の高齢者や、基礎疾患を有する方など、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化の危険性が高い方、また、重症化の危険性が高い方が入所等されている施設等で従事されている方が優先接種の対象となりますので、ご理解ください。
46	その他(計画全般)	項目に無いが「引きこもり」に付いても支援体制を追加して欲しい。「8050問題」精神的、社会的理由はあるが、自分が好きで引きこもって居ない、一寸の声掛けで外に出られます、また、居場所作りも必要です。	本計画は障害者総合支援法における障害者及び障害児を対象としていますので記載はしておりませんが、「ひきこもり」についての相談は、周南市では福祉相談窓口のもやいネットセンターでご本人やご家族などからの相談をお受けしております。 また、山口県周南健康福祉センターでもひきこもり地域支援センターとして、相談・支援を行っております。
47	その他(計画全般)	①「周南市地域自立支援協議会」でインターネット検索を行うと、会議録などがバラバラに見受けられ、前回の議事を確認しようとすると手間がかかる。過去にさかのぼって整理せよとは、言わないが、令和2年度から開催状況を一覧表にして容易に閲覧できるようにしていただきたい。 ②「周南市地域自立支援協議会会議録」を見ると、出席した委員はフルネームが記載されているが、事務局は障害者支援課長外4人となっている。委員がフルネームで掲載されるなら、出席したすべての事務局員もフルネームで掲載すべきと考えています。 ③欠席委員の人数と名前も掲載してください。	会議録の閲覧等の公表方法については検討してまいります。

## 第6期周南市障害福祉計画・第2期周南市障害児福祉計画(案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
48	その他(計画全般)	<p>①ろう者の方で、筆談にあまり抵抗がなく、メモ帳を常備されている方は、周南市で、どの位いらっしゃるのでしょうか。</p> <p>②筆談が得意でないろう者の方は、街中などで手話がわかる人がいない状況下、聴きたいことが起こった場合、どのようにコミュニケーションを取られるのでしょうか。</p>	<p>①ろう者の方にとってコミュニケーション手段は手話であり、本市に筆談に対応でき、メモ帳を常備されている方の人数は把握しておりません。</p> <p>②本市においては、手話通訳者を設置しており、個別にメールでのやり取りに対応しております。また、耳や言語が不自由な方等の外出先でのコミュニケーションツールである「電話お願い手帳」を利用されている方もいらっしゃいます。</p>
49	その他(計画全般)	<p>65歳に障害者がなれば障害福祉サービスから介護保険に移行されます。どうして障害者が65歳になれば健常者と同じ制度に移行しなければいけないのだろう。周南市障害福祉計画にはそのことには触れていませんでした。このことは全国的な問題になっています。厚生労働省は介護保険に移行は強制ではないと自治体に通達を出したと言っていました。</p>	<p>社会保障制度の原則である保険優先の考え方の下、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則として介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることになります。</p> <p>しかしながら、一律に優先するものではなく、介護保険サービスに相当するサービスがない障害福祉サービス固有のものについては、障害福祉サービスに係る介護給付費の支給を検討することとなります。</p> <p>また、本市が適当と認める支給量が介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合には、介護給付費等の支給を検討することとなります。</p>
50	その他(計画全般)	<p>住宅の問題では、民間の大家に障害者は危ないと思われるので入居を断られています。それから家賃が高くて入居が出来ないのです。だから県営住宅・市営住宅を優先的に入居が出来たらいいのです。</p> <p>民間住宅に入居出来るような収入を考える事と、民間の大家に障害者の事を理解してもらうための交流会を開くことです。例えば障害者と民間の大家と茶話会をする。</p>	<p>障害者の賃貸住宅等への入居についての理解が進むよう、今後とも障害者の困りごとや障害特性に対する理解、合理的配慮の提供について普及啓発を進めて参ります。</p> <p>また、市営住宅については一定の等級以上の障害手帳を所有している方や60歳以上の高齢者等は入居にあたっての世帯要件や収入要件が緩和される等の優遇が図られています。</p>



第6期周南市障害福祉計画・第2期周南市障害児福祉計画(案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
51	その他(計画全般)	<p>重度障害者は障害基礎年金と特別障害手当がありますが、軽度・中途障害者はそれが無いのです。障害者は就職が殆どありません。だけど考え方を換えれば、障害者もお笑い芸人やタレントや国会議員や会社経営者がいます。パソコンが使えれば、自分で仕事を考えて、仕事ができる時代なのです。これからは働き改革で労働の価値観が変わってくるので、それに合わせた就労継続支援をしていくべきです。それも出来ない障害者は就職が出来ないので、障害者基礎年金と特別障害手当では自立生活が出来ないので生活保護を受給することも良いのです。</p> <p>生活保護には家賃扶助や介護手当や医療扶助もあります。さまざまな制度を使えば地域で自立生活を営むことが出来ます。</p>	<p>障害者の一般就労または福祉的就労については、障害特性や能力に応じて、相談支援事業所やハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携して支援してまいります。</p>
52	その他(計画全般)	<p>周南市の相談専門支援員は充実していると思いますが、なぜ地域移行が進んでいないのだろう！障害者のニーズは何だろうかを理解するのは信頼関係を築ける事です。</p> <p>普通の常識に障害者を入れてはいけません。例えば朝は何時に起きなければいけないとか、食事は三食食べなければいけないとか、そんなことはどうでもいい事なのです。</p> <p>障害者が常識に縛られたら状態が悪くなってきます。障害者が自立をしたいと相談専門支援員に言えば、すぐグループホームを進めて来るけれど、グループホームも集団生活だからルールがあります。ルールを守る事を要求されます。それがストレスになっています。だからグループホームを簡単に進めてはいけません。</p>	<p>地域生活への移行に当たっては、障害者の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮しながら、真に必要な障害福祉サービスその他の支援を確認しながら推進してまいります。</p>
53	その他(計画全般)	<p>当案件、50ページ超の内容の上、意見作成のためには本来他本文中関係法令・計画等施策も確認すべきと考えます。又、募集期間中に別案件の意見募集も実施されております。更に各頁への意見でも記述不足多々提示しております。その様な意見募集を、1ヶ月の期間設定は短いと考えます。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見再募集実施を求めます。</p> <p>(市のパブリック・コメントに関する条例(周南市市民参画条例)では、募集期間は「原則として1箇月とします。」としており、1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと考えます。)</p> <p>市民=主権者からの、期間不足・記述不足による期限延長・再実施の要求が実施出来ない場合、「具体的理由」を明示願います。(「条例に則って」では前述の通り御回答として不適切と考えます。)</p>	<p>本計画は国が定める「基本的な指針」に即して策定しています。</p> <p>周南市市民参画条例第11条第2項の規定により、パブリック・コメントにおける意見の提出期間は、原則1箇月となっております。</p> <p>本計画(案)においても、その内容及び分量から1箇月が適当と判断いたしました。</p>

## 第6期周南市障害福祉計画・第2期周南市障害児福祉計画(案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
54	その他(計画全般)	当意見募集同時期に別途2案件の意見募集が実施されております。パブリックコメント(意見募集)については、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年末年始等市民の繁忙期を避ける。</li> <li>・複数案件の期間重複を避ける。</li> <li>・上記項目が避けられない場合は、期間の延長を実施する。</li> <li>・資料公開に不具合発生した場合は期間の延長を実施する。</li> </ul> と言った対応を常時実施願います。(必要であれば条例修正等実施願います。)	案件の内容等を踏まえて、より多くの市民の皆様からご意見をいただけるよう、適切な実施時期・期間を設定しています。
55	その他(計画全般)	市パブリックコメント/意見募集の度に意見通知しておりますが、今回期間重複案件有・募集期間1ヶ月のままでした。 意見に対する対応無かった理由を明示願います。	パブリック・コメントの案件の内容等を踏まえ、適切な実施時期・期間を設定するよう努めております。
56	その他(計画全般)	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「市のホームページ＝市行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般市民が広く目にする媒体(新聞等)にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内)。 (市広報誌には当該パブリックコメント(県民意見募集)の記事・記載はありましたものの、規則上か掲載は1回だけ、と記憶しております。)	市広報紙1月15日号に、パブリック・コメント実施の記事(施策の案件、対象、閲覧期間、閲覧場所、意見の提出期間及び提出方法)を掲載しました(紙面1/4ページ)。新聞への広告掲載はしていません。
57	その他(計画全般)	今回の案件を含め、市広報誌へのパブリック・コメント(県民意見募集)の記述が1回だけ(市広報は月2回発行ですので、募集期間内に最低2回の掲載が可能はずです)の理由を明示願います。 市民からの意見募集拡大のため、市広報には常に意見募集中案件を明示する欄を設ける、等の対応を希望致します。実施できないのであればその理由を明示の上、是正(規則・条例等の修正等)実施をお願い致します。	市広報紙では、限られた紙面で少しでも多くの情報を市民の皆様へお伝えするために、記事は原則1回のみ掲載としています。
58	その他(計画全般)	意見送付市民数・意見数より、今回のパブリックコメント(意見募集)の広報が十分になされたのか御判断の上明示願います。 (「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうか」(充分・不十分)の判断を明示願います。)	パブリック・コメントの周知方法については、市広報紙1月15日号及び市ホームページへの掲載、本庁舎及び各総合支所情報公開窓口や各支所での閲覧を実施しており、周南市市民参画条例に定める方法により、適切に実施しました。

## 第6期周南市障害福祉計画・第2期周南市障害児福祉計画(案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
59	その他(計画全般)	目次に「*を付した語句には巻末にその説明を掲げています。」と明示の上での「語句の説明」の記載は有り難いです。説明実施語句と説明内容の精査を宜しく御願ひ致します。	語句の説明に掲載する語句については、公表に向けて再度精査を行います。
60	その他(計画全般)	パブリックコメント/意見募集では語句説明掲載必須とされます様宜しく御願ひ致します。	専門的な語句等、説明が必要と思われる語句については「語句説明」を掲載するよう努めてまいります。
61	その他(計画全般)	当件の内容は専門性の高いものとなっていると考えます。市民からの意見募集の他に、関係者・専門家からの直接の意見聞き取りの実施を宜しく御願ひ致します。	本計画の案作成に当たっては、広く市民の意見を反映させるため、障害者団体、ボランティア団体、保健・医療・福祉団体、行政機関、学識経験者、公募委員で構成する周南市地域自立支援協議会から、意見聴取を行っています。
62	その他(計画全般)	各ページ「図」「表」には、計画決定後通し番号が付く、と認識しております。 各種計画・施策の「図」「表」には、常時通し番号を設定する様御対応宜しく御願ひ致します。	図や表には、説明のタイトルを記載しておりますので、原案のとおりとします。
63	その他(計画全般)	本文・表中年数表記が元号となっており、経過・年次比較がし難くなっております。年数表記は西暦元号併記又は西暦表記に統一を宜しく御願ひ致します。 市行政の施策計画(案)等の年数表記は西暦元号併記か西暦表記に統一されます様御対応御願ひ致します。	年次の比較がしやすいよう、文章及び図表中の和暦に、西暦を併記します。
64	その他(計画全般)	資料では、 ・時系列経過案件については年表表記 ・数値の増減、推移比較にはグラフ図示 ・地域地形関係は地図図示での表記 をパブリックコメント/意見募集の場合は必須とされます様宜しく御願ひ致します。	計画等の策定の際には、適切な表記に努めてまいります。